

おしえてねんきん！

～国民年金で生涯をサポートするよ！編～



わたしが
ご案内します！



草加市年金大使
にゃんきんちゃん



年金って、年を取った時に貰えるものでしょ？
今は学生だから支払えないし…まだ老後のことは考えられないなあ。

「年金」というとお年寄りのためのものというイメージが強いかな・・・でもね、**老後の暮らし**以外にも、**事故などで障がいを負ったとき**や、**一家の働き手が亡くなったとき**に給付されるものもあって、若い人の生活にも関わることがあるのよ。

- 日本に住む20～60歳の全ての人は国民年金が厚生年金のどちらかに加入する義務があります。
- 原則、保険料を納めないで年金を受け取ることができません。



「もらえる年金の種類は？」 ～3つの安心・給付制度～

●詳細は[越谷年金事務所](#)か[保険年金課年金係](#)に問い合わせてください。

老齢基礎年金

65歳になったら受け取る年金です。受給するためには、**10年以上の受給資格期間が必要**です。希望すれば、繰上げ・繰下げ受給できる制度もあります。

〈受給資格に含めることができる期間〉

- 免除や猶予を受けていた期間
- 厚生年金や共済年金に加入していた（第2号被保険者）期間
- 第2号被保険者に扶養されている配偶者（第3号被保険者）期間
- 日本国籍の人が海外に居住していた期間 など



令和3年（2021年）度 支給額	年 額	月 額
満額 （480月納付した場合）	78万900円	6万5,075円
10年間 （120月納付した場合）	19万5,225円	1万6,268円

※繰上げ支給：60歳から65歳の間で受給開始を早めることができますが年金額が減額されます
繰下げ支給：66歳から70歳の間で受給開始を遅らせることで年金額が増額されます

遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなったときに、**子どもがいる配偶者や子ども**が受け取る年金です。

遺族基礎年金を受給するためには、亡くなった人が**死亡日前日までに一定期間保険料を納めている必要**があります。



令和3年（2021年）度 支給額	年 額	月 額
基本額	78万900円	6万5,075円
子の加算 （1人当たり）	2人目まで 22万4,700円 3人目以降 7万4,900円	1万8,725円 6,241円

※子の年齢要件
・18歳の誕生日の属する年度末日を経過していない子
・20歳未満で障害年金の等級1級または2級の障害のある子

障害基礎年金

病気やけがなどで**一定の障害の状態になったとき**に受け取る年金です。

障害基礎年金を受給するためには、**初診日の前日までに請求するための要件を満たしていることが必要**です。

また、障害認定の審査には細かい確認事項や、法令で定められた書類の提出が必要です。

※初診日：障害の原因となった病気やけがについて初めて医師の診療を受けた日



令和3年（2021年）度 支給額	年 額	月 額
基本額	1級 97万6,125円 2級 78万900円	8万1,343円 6万5,075円
子の加算 （1人当たり）	2人目まで 22万4,700円 3人目以降 7万4,900円	1万8,725円 6,241円

※子の年齢要件
・18歳の誕生日の属する年度末日を経過していない子
・20歳未満で障害年金の等級1級または2級の障害のある子